

# 2014年 第79回全日本学生ヨット選手権大会北海道予選

大会期日 平成26年 9月17日(水)～9月21日(日)  
開催地 小樽市祝津ヨットハーバー(〒047-0047 小樽市祝津町3-208)  
共同主催 北海道学生ヨット連盟、北海道セーリング連盟

## 帆走指示書

### 1. 規則

1. 1 本大会は「セーリング競技規則」に定義された規則を適用する。
1. 2 「全日本学生ヨット連盟規約」、「470級学連申し合わせ事項」、「スナイプ級申し合わせ事項」を適用する。
1. 3 付則Dは適用しない。
1. 4 SCIRA規則 「国内および国際選手権大会の運営規定」は適用しない。
1. 5 規則41に以下を追加する。  
「(e) 自チームの他艇からの援助」
1. 6 規則60. 1 (b)に以下を追加する。  
「ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷または傷害に基づいて救済要求を行うことは出来ない。」
1. 7 新規則 64.1(e)を追加する  
「インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則64.1(a)は適用されず、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。」
1. 8 レース公示と帆走指示書が矛盾する場合、帆走指示書を優先する。

### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8:15までに掲示される。

ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の18:30までに掲示される。

### 4. 陸上で発する信号

4. 1 陸上で発する信号は、大会陸上本部に掲揚される。
4. 2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」の中に「1分」を「30分以降」と置き換える。  
艇は回答旗が降下されるまで出艇してはならない。

### 5. レース日程

#### 5. 1 レース日程とレース数

予定されるレース日程とレース数は次の通りとする。

9月19日(金)	各クラスとも	4
20日(土)	各クラスとも	4
21日(日)	各クラスとも	2
合計		10

5. 2 9月19日(金)、20日(土)は最大5レース、21日(日)は最大3レースを行うことがある。
5. 3 各日程の最初の国際470級の予告信号の予定時刻は 9:30としスナイプ級はこれに続く。
5. 4 19日(金)20日(土)は15:00より後に、21日(日)は13:00より後に予告信号を発しない。ただし 上記時刻より以前に予告信号が発せられた国際470級のスタートがゼネラル・リコールとなった場合の新しいスタートの予告信号およびこれに続くスナイプ級の予告信号は発する。

## 6. クラス旗

クラス旗は、次の旗を用いる。

国際470級	:	470旗
国際スナイブ級	:	スナイブ旗

## 7. レースエリア

別添図Aの通りとする。

## 8. コース

8. 1 別添図Bに、レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
8. 2 予告信号以前に、レース委員会信号に艇最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
8. 3 艇の帆走するコースの指示は次の通り。コース選択を示す国際信号旗（数字旗）は予告信号以前に掲揚され、スタート後に降下する。  
数字旗1が掲揚された場合はコース1、数字旗2が掲揚された場合はコース2とする。

## 9. マーク

9. 1 マーク1, 2, 3は、数字で1, 2, 3と表示されたオレンジ色の三角錐ブイとする。
9. 2 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形のブイとする。
9. 3 スタートマークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にアウトブイとする。
9. 4 フィニッシュマークは、ポートの端にあるレース委員会艇とスターボードの端にあるブイとする。

## 10. スタート

10. 1 スタートラインは、スタートマーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールとアウトブイのコース側の間とする。
10. 2 予告信号の発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタートエリアから50M以上離れていなければならない。
10. 4 スタート信号後4分を経過した以降にスタートする艇は審問なしに「DNS」と記録される。  
これは規則A4を変更している。
10. 5 ゼネラル・リコール後の次のスタートにおいては、黒色旗規則を適用する場合がある。

## 11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、コース短縮以外青色旗を掲げたレース委員会艇のオレンジ色旗を掲げたポールとアウトブイのコース側の間とする。

## 13. ペナルティー方式

13. 1 付則Pが適用される。
13. 2 規則44.1に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締切り時刻内に陸上本部において「ペナルティー報告書」を完成させなければならない。

## 14. タイムリミット

14. 1 正規の先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。この項は規則35、A4、A5を変更している。

## 15. 抗議と救済要求

15. 1 抗議の意思を持つ艇は、そのレースにおいてフィニッシュした後にもしくはリタイアまたはタイムリミットとなった場合には、速やかにG旗を掲揚したレース委員会艇に口頭でその旨を申しなければならない。ただし、プロテスト委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。
15. 2 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議および救済要求または審問の再開の要求は、適切な時間内に陸上本部に提出されなければならない。

- 15.3 それぞれのクラスに対して、抗議締切り時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅いほうから60分とする。レース委員会またはプロテスト委員会によるレースエリアで目撃したインシデント以外についての抗議は、その委員会が抗議の情報を受けた後60分以内に提出されなければならない。この項は規則61.3を変更している。
- 15.4 救済要求の提出期限は、抗議締切り時刻内または当該インシデントから60分以内のどちらか遅い方とする。この項は規則62.2を変更している。
- 15.5 審問の当事者であるかまたは証人として名前が挙げられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切り時刻後30分以内に通告する。
- 15.6 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 15.7 指示13.1に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、抗議締切り時刻以前に掲示される。
- 15.8 指示10.2、17、21、22の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は「DPI」である。
- 15.9 審問の再開の要求は、次の締切り時刻内に提出されなければならない。
  - (1) 要求する当事者が最終日以外に判決を通告された場合には、翌日の抗議締切り時刻内。
  - (2) 要求する当事者が最終日に判決を通告された場合には、通告後30分以内。

## 16. 得点

- 16.1 大会の成立には、3レースの完了を要する。
- 16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 16.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の全ての艇の得点合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 16.4 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.5 総合の得点がタイとなった場合には、その大学は同位とする。

## 17. 安全規定

- 17.1 出艇申告と帰着申告
  - (1) 当日のレースに出走しようとするチームの代表者は、最初のレースのスタート予告信号の60分前まで、陸上で回答旗が掲げられた場合は、回答旗の降下後、当日の全レースのチームの艇の乗艇予定者を記載した「出艇申告書」を陸上本部に提出し、出艇しなければならない。再出艇の場合はヘルムスマンが行う。
  - (2) 陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に用意した「帰着確認表」に、ヘルムスマンが署名しなければならない。またはチームの艇が全て陸上に帰着した場合、チームの代表者は、当日の抗議締切り時刻までに、当日の全レースの乗艇者を記載した「帰着申告書」を陸上本部に提出しなければならない。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
- 17.2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。水上での通知が不可能で、陸上への帰着が必要な場合は、帰着後速やかに陸上本部に伝えなければならない。
- 17.3 指示17.1(1)(2)に違反した艇は、「PTP」と記録し、審問なしに、この違反が認められたその日の全レースに規則44.3(c)に規定された計算による20%の得点ペナルティーを課す。この項は規則63.1およびA5を変更している。
- 17.4 レース委員会は、危険な状態にあると判断した競技者または艇を救助する。救助された場合、その艇はリタイアしなければならない。

## 18. 乗員の交代と装備の交換

18. 1 乗員の交代は、レース委員会の事前承認なしでは許可されない。交代の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に行わなければならない。
18. 2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、レース委員会に行わなければならない。

## 19. 装備と計測にチェック

艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、レース委員会エックップメント・インスペクターまたはメジャーにより、検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

## 20. 運営艇

レース委員会艇には、オレンジ旗を、プロテスト委員会艇にはU旗を掲揚する。

## 21. 支援艇

21. 1 チームリーダー、コーチその他の支援要員およびそのチームの関係者の乗艇している艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするかまたはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側50M以上離れていなければならない。ただし、指示21. 3に基づくレース委員会の要請がある場合を除く。
21. 2 指示21. 1に従わなかった支援艇、またはレース委員会艇の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの全レースに対してプロテスト委員会の裁量によるペナルティー課せられることがある。
21. 3 レース委員会艇に「数字旗8」が掲揚された場合、「支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。

## 22. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは、各艇が責任を持って処理しなければならない。

## 23. 賞

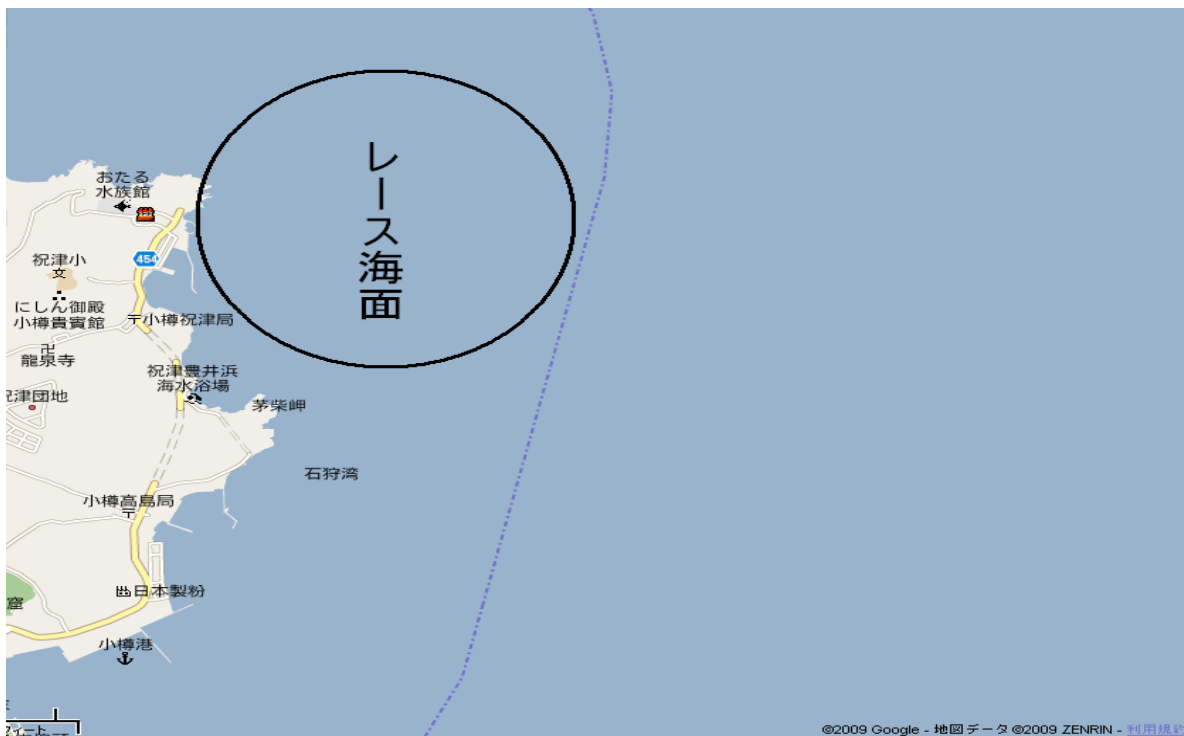
賞は次のように与える。

国際470級	賞状	1位～3位	国際スナイプ級	賞状	1位～2位
総合	賞状	1位～2位			

## 24. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこの大会に参加する。規則4「レースすることの決定」参照  
主催団体は、大会前または大会後と関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

添付図 A 「レースエリア図」

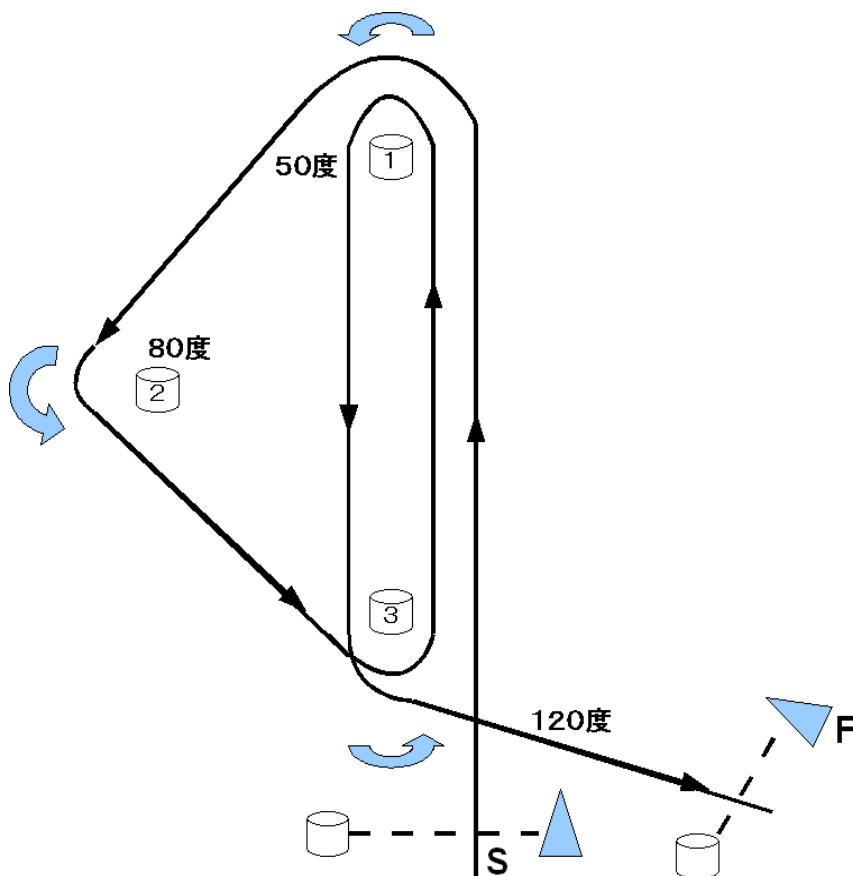
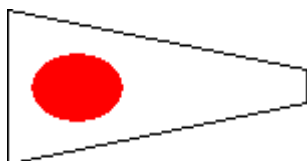


添付図 B 「コース図」

コース 1

S-1-2-3-1-3-F

数字旗 1



コース 2

S-1-3-1-3-F

数字旗 2

